

別表1

補助金の名称、交付目的、事業の種類、率又は額、申請書届出期限、実績報告書及び精算書提出期限

補助金の名称	補助金の交付目的	補助事業の種類	補助金の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績報告書及び精算書提出期限	備考
十和田湖景観事業補助金	十和田湖周辺における良好な景観形成を図るため、県及び小坂町が一体となって、県民主体による景観・環境整備への支援を行う。	ぐるっと十和田湖景観事業	別に定める	事業者、各種団体等	別に定める	事業終了後30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日	
景観まちづくり事業者協定補助金	地域と一体となった景観まちづくりを行う事業者に対して助成する。	おらほのえ〜どご、景観ふるさとづくり事業		事業者			

別表2

知事の承認を必要とする補助金等交付条件

補助金の名称	経費配分の変更	内容の変更
十和田湖景観事業補助金		次のいずれかに該当する場合 ①補助対象経費全体の変更が、30パーセントを超えるとき ②事業計画内容に大きな変更があったと判断されるとき
景観まちづくり事業者協定補助金		

別表3

概算払(前金払)をすることができる補助金等

補助金の名称	補助事業の種類	補助事業者	概算払(前金払)で できる率又は額	交付時期
十和田湖景観事業補助金	ぐるっと十和田湖景観事業	事業者、各種団体等	交付決定額の 10/10以内	別途定める
景観まちづくり事業者協定補助金	おらほのえ〜どご、 景観ふるさとづくり事業	事業者		

別表4

処分を制限する財産

補助金の名称	財産の区分	処分の制限期間
十和田湖景観事業補助金	補助事業で取得したすべての備品	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和43年大蔵省令第15号)に定める期間
景観まちづくり事業者協定補助金		

別表5

手続の一部を省略できる補助金等

補助金の名称	省略できる手続
十和田湖景観事業補助金	第5 状況報告
景観まちづくり事業者協定補助金	

担当:秋田県建設部都市計画課
調整・都市計画班
TEL 018-860-2442
FAX 018-860-3845